

公共浄化槽に係る排水設備の設置について

1. 建築物の所有者等による排水設備の設置

(1) 建築物の所有者等の義務

- 公共浄化槽における浄化槽整備手法については、各戸設置型浄化槽（1戸に1基の浄化槽を設置）及び共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するもの。）がある。
- 浄化槽は分散型污水处理施設であり各戸設置が基本である。自然的経済的社会的観点から、各戸設置型浄化槽で整備すべきエリアにおいては、各戸設置の浄化槽整備を行うこと。
- 各戸設置の場合には、同意をした建築物の所有者及びその相続人その他の一般承継人は、当該建築物の汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な污水管その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）との関係

- 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の4及び「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件（昭和50年12月20日建設省告示第1597号）」の定めるところによることとされており、建築物に設置する排水設備には、これらの規制が適用される。建築物の所有者等は、これらの規制に則って、排水設備を設置すること。

（参考1）建築基準法施行令第129条の2の4（抄）（一般家庭での排水設備に関連が深い部分）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第129条の2の4 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合には、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- 三～八 （略）

2 （略）

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- 二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- 三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
- 四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
- 五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

(参考2) 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件(抄)(一般家庭での排水設備に関連が深い部分)

第二 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管

(2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管

(3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管

(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二 排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。)

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール(直径60cm以上の円が内接することができるものに限る。)を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあつては、この限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かつて15分の1以上10分の1以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三 排水トラップ(排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。)

イ 雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈澱しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ニ 排水トラップの深さ(排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。)は、5cm以上10cm以下(阻集器を兼ねる排水トラップにあつては5cm以上)とすること。

ホ 容易に掃除ができる構造とすること。

四 阻集器(略)

五 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に解放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。

六 排水再利用配管設備(略)

(3) 条例との関係

- 建築物の所有者等は、各市町村の条例において定められている排水設備の構造基準や計画承認の手続、工事業者の指定等の規制に則って、排水設備を設置すること。

2. 市町村による排水設備の設置

(1) 市町村が排水設備を設置する場合

- 浄化槽は分散型污水处理施設であり各戸設置が基本である。一方で、狭小家屋が密集する等の地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域においては共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するもの）も組み合わせて柔軟に整備を進め、污水处理未普及解消に努めることが望ましい。
- 市町村が共同浄化槽を設置する場合には、建築物の所有者等の負担軽減のため、排水設備の一部を市町村が設置することが考えられる。その場合、建築物の所有者等は、各建築物から市町村設置の排水設備に接続するまでの排水設備を設置しなければならない。

(2) 市町村が排水設備の一部を設置した場合の建築物の所有者等の義務

- 建築物の所有者等は、1. (2)、(3)の規制に則って、排水設備を設置すること。

(3) 市町村が設置する排水設備の設置及び構造の技術上の基準

- 市町村が建築物に接続しない範囲で設置する排水設備には1. (2)、(3)の規制は適用されない。
- 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第3項において、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置する、公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設の設置又は構造について、建築基準法その他の法令の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならないとされている。これを受けて、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条において、技術上の基準が定められている。
- 市町村が設置する排水設備には下水道法の基準は適用されないが、雨水に関する部分を除き求められる技術上の水準は同等であることから、市町村におかれては、これらの規制内容を参考に、同等の技術的水準を確保するよう努められたい。

(参考) 下水道法施行令（抄）

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。
- 六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるとこ

ろにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もつばら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

十 ますの底には、もつばら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

（4）道路法（昭和 27 年法律第 180 号）との関係

- 市町村が排水設備を設置する場合、道路の地下に設置することがあり得る。
- 道路の地下に下水道管を設ける場合における埋設の深さについては、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について（平成 11 年 3 月 31 日建設省道政発第 32 号・建設省道国発第 5 号）」に定められており、下水道管の本線は 1 m 以下としないこと、本線以外の線は 60cm 以下としないこととされている。
- この通知は排水設備には適用されないが、この通知を参考に、荷重を考慮した適切な土かぶりの厚さとするよう努められたい。

（参考）電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について（抄）

2 適用対象とする管路等の種類及び管径

今般の措置の対象となる管路等の種類（規格）及び管径は、事業の種別ごとに別表に掲げるものとする。また、事業の種別ごとに別表に掲げる管路等の種類（規格）以外のものであっても、別表に掲げるものと同程度以上の強度を有するものについては、当該別表に掲げるものの管径を超えない範囲内において、今般の措置の対象とすることができる。なお、管径にはいわゆる呼び径で表示されるものを含む。

3 埋設の深さ

2 に掲げる管路等を地下に設ける場合には、事業の種別ごとに次に掲げる基準に従って行うものとする。

（3）下水道事業

下水道管の本線の頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに 0.3m を加えた値（当該値が 1 m に満たない場合には、1 m）以下としないこと。

なお、下水道管の本線以外の線を、車道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は当該道路の舗装の厚さに 0.3mを加えた値（当該値が 0.6mに満たない場合には 0.6m）、歩道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は 0.5m以下としないこと。ただし、歩道の地下に設ける場合で、切り下げ部があり、路面と当該下水道管の頂部との距離が 0.5m以下となるときは、当該下水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける下水道管につき、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護措置を講じさせること。

また、下水道管に外圧 1 種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1 m以下としないこと。

4 運用上の留意事項

(6) 施行令第 11 条の 4 第 1 項に規定する本線とは、下水道施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものを指す。例えば、下水道法施行規則第 3 条第 1 項に規定する「主要な管渠」は、概ね本線に該当するものと考えられる。

したがって、2 に掲げる管路等のうち、下水道事業の用に供するものは、一般的には本線以外の線として取り扱うことが可能であると考えられる。

別表

(3) 下水道事業

- ・ダクタイル鋳鉄管（J I S G 5 5 2 6） 300mm 以下のもの
- ・ヒューム管（J I S A 5 3 0 3） 300mm 以下のもの
- ・強化プラスチック複合管（J I S A 5 3 5 0） 300mm 以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管（J I S K 6 7 4 1） 300mm 以下のもの
- ・陶管（J I S R 1 2 0 1） 300mm 以下のもの